

# SHIGA GUARANTEE REPORT 2019

滋賀県信用保証協会レポート



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会



# CONTENTS

■ ごあいさつ	2
■ 滋賀県信用保証協会の概要	3
■ 経営計画・事業計画	5
平成31年度経営計画	
第5次中期事業計画(平成30年度～令和2年度)	
■ 平成30年度の主な取組み	8
信用保証制度の見直し	
創業支援	
経営支援・再生支援	
セミナーの開催	
Topics	
環境保全への取組み	
広報活動	
■ 信用保証の概要	19
信用保証制度のしくみ	
信用保険制度のしくみ	
ご利用いただける方	
信用保証料	
主な保証制度	
責任共有制度のしくみ	
■ コンプライアンス	26
コンプライアンス態勢	
個人情報保護宣言	
反社会的勢力等の排除	
■ 組織体制	30
役員名簿	
組織機構図	
事務所のご案内	
■ 平成30年度業務実績	33
主要数値の推移	
各種保証状況(金融機関群別、制度別、業種別)	
市町別保証利用企業者数	
収支計算書	
貸借対照表	

## ごあいさつ

理事長 羽 泉 博 史



当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も当協会の業務内容や事業計画、決算等を掲載しましたディスクロージャー誌「滋賀県信用保証協会レポート2019」を作成いたしました。本誌を通じて、より多くの皆さまに信用保証制度や当協会の取り組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

県内の景気は全体として緩やかに回復しつつあるものの、米中貿易摩擦など海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響、さらに人材不足や後継者不足も深刻化してきているなど、中小企業・小規模事業者の方々にとって、心配の種は尽きません。

こうした中で、昨年4月より新たな信用保証制度がスタートし、創業から事業承継まで中小企業者のライフステージに応じた資金需要に対するきめ細やかな対応や経営支援が保証協会に求められています。当協会においては、実情に応じて関係機関との連携をより一層強化しつつ、保証部門におきましては、昨年7月より「事業性評価保証制度(リレーション)」、10月より「短期継続融資保証制度(ケイゾク税理士連携枠)」、「商工会・商工会議所連携保証料割引制度」の取扱いを開始しました。本年2月には「特別大口無担保保証制度(ロングラン70)」を創設し、中小企業・小規模事業者の状況に即した資金繰り支援を実施しました。また、本年4月より創業支援室を創設し、創業者の方へのフォローも一層積極的に進めております。

経営支援部門におきましても、昨年度より当協会の中に経営支援強化会議を発足し、当協会主導で経営支援が必要な企業に対して、各部署を超えたプロジェクトチームを編成し、個社支援に注力する取組を進めました。また、経営の安定化を図るための経営診断事業においては、昨年度から経営改善、事業承継、生産性向上と経営課題に応じた3コースを、本年度からフォローアップコースも設けることで、より企業の実情に応じた幅広い経営支援を充実してまいります。

当協会は本年4月をもって創立70周年を迎えました。今後も経営改善や生産性向上など中小企業・小規模事業者の皆さまの発展に寄与すべく、金融機関をはじめとした関係機関の皆さまと連携し、より一層の金融支援や経営支援に取り組んでまいります。皆さまには引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年8月

# 滋賀県信用保証協会の概要

## プロフィール

(2019年3月31日現在)

名 称	滋賀県信用保証協会
設 立	昭和24年4月14日
基 本 財 産	250億円
保証利用企業者数	13,385企業
保証債務残高	2,306億円
事 業 所	大津市打出浜2番1号
役 職 員 数	常勤役員5名 職員65名



## あゆみ

昭和24年 4月	社団法人滋賀県信用保証協会設立登記完了 業務開始 所在地 大津市坂本町(滋賀県繊維品商業協同組合連合会内)
昭和24年 5月	事務所移転 大津市橋本町(滋賀銀行別館信託部内)
昭和25年 4月	財団法人滋賀県信用保証協会設立登記完了
昭和28年 5月	事務所移転 大津市橋本町(日本勧業銀行大津支店内)
昭和28年 8月	信用保証協会法 公布施行
昭和29年 6月	事務所移転 大津市東浦(滋賀会館4階)
昭和29年 8月	信用保証協会法に基づき、特殊法人へ組織変更登記完了
昭和36年 4月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の25倍
昭和36年10月	事務所移転 大津市東浦(滋賀合同ビル2階) (昭和40年7月 住居表示変更大津市京町四丁目3番38号)
昭和39年12月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の33.3倍
昭和49年12月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の43.3倍
昭和52年 2月	事務所新築移転 大津市におの浜三丁目1番37号
平成 元年 7月	保証債務残高1,000億円達成
平成 9年 10月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の50倍
平成11年 1月	保証債務残高3,000億円達成
平成13年 4月	保証協会債権回収(サービサー) 営業開始
平成16年 1月	ISO14001認証取得
平成16年 9月	事務所新築移転 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7・8階
平成18年 4月	保証料率の弾力化
平成18年 6月	関連会社『株式会社滋賀県ギャランティーサービス』の設立
平成19年10月	責任共有制度導入
平成21年 4月	当協会創立60周年
平成22年 4月	当協会独自の環境マネジメントシステム実施
平成23年 7月	コンピュータ共同システム(COMMONシステム)に加入
平成30年 4月	信用保証制度の見直し

## 経営理念

### ◆中小企業金融の円滑化

1. 滋賀県信用保証協会は、信用補完制度の仕組みのなかで、中小企業者の良きパートナーとして金融の円滑化を図るため、協会が定めた執務指針「公平、懇切、正確、迅速」を基本とし、真に必要な保証を通じて地域産業の振興と発展につくします。

### ◆自己責任に基づく健全経営の確立

2. 滋賀県信用保証協会は、業務を遂行するにあたり関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、自己責任体制に基づく健全経営を貫きます。

### ◆公共的機関としての地域社会への貢献

3. 滋賀県信用保証協会は、「環境こだわり県」として県内で発展する環境産業をはじめとする新しい産業の創造についても、信用保証を通じて積極的に支援することにより、公共的使命を果たします。  
また、役職員個々においてもボランティア精神を発揮し、地域社会に貢献します。

## ロゴマーク・キャッチフレーズ



### ◆ロゴマーク

カイツブリ(県鳥)の頭と羽でSを描き、小文字のcgc (Shiga Credit Guarantee Corporation) で湖畔の波紋を表現しています。

「カイツブリが前へ前へと進んでいるようなイメージ」で、県内の中小企業・小規模事業者の安定と発展を滋賀県信用保証協会がサポートする姿を表現しています。

配色は黄色=太陽の光、青=琵琶湖、緑=木々をイメージしています。

平成31年4月に当協会創立70周年を迎えるにあたり、記念ロゴマークの作成、新キャッチフレーズの制定を行いました。

### ◆70周年記念ロゴマーク

滋賀県は四方を山々に囲まれ真ん中に琵琶湖を配しており、その自然環境から虹がよく出ます。雨上がりに差す虹の7色を企業のライフステージにたとえ、描くアーチを当協会による支援になぞらえ表現しています。



### ◆キャッチフレーズ

「きっかけは、その保証でありたい」

70周年を記念し、新たなキャッチフレーズを制定いたしました。

企業に訪れる様々なきっかけにおいて保証協会がお役に立ちたいとの想いを表現しています。

# 経営計画・事業計画

## 平成31年度経営計画

### 業務運営方針

公的機関として、金融機関、県・市町および中小企業支援機関と連携し、信用保証を通じて県内中小企業者の資金繰りの安定と事業継続を支援し、地域経済の活性化を促します。金融支援にとどまらず、企業訪問による実態把握や個別支援戦略チームを編成し、主体的な経営支援・期中管理を実施します。とりわけ、事業承継支援は企業訪問や経営者へのアンケート等で実態把握に努め、円滑な承継が行われるように支援します。債権回収は他部署と早期に連携し、効率的な債権回収を図るよう努めます。

#### 保証部門

##### (1) 中小企業者のライフステージに応じた保証支援

個々の中小企業者の状況を把握し、必要とする資金需要に対し各種保証制度等を通じ必要十分な資金供給を行い、資金繰りの改善を支援します。

また、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則した個人保証に依存しない保証を推進します。

##### (2) 中小企業者に対する経営支援

創業者に対して積極的に保証支援を行うとともに、創業相談窓口の充実や創業後の訪問面談の質を上げ、フォローアップ体制の充実に努めます。

また、外部専門家派遣を実施するなど中小企業者の実状に応じた支援体制の充実に努めます。

##### (3) 関係機関との連携強化

金融機関との日常的な対話を継続し、強固な連携関係を維持します。

また、適切なリスク分担を図り、中小企業者の事業性評価に基づく協調支援を実施します。

さらに、中小企業支援機関とも情報交換や相談体制を強化し、中小企業者への支援の充実に努めます。

##### (4) 顧客サービスの充実

利用しやすい信用保証を目指し、保証手続きの簡素化や業務の効率化などに努め、中小企業者の目線に立った業務の改善やサービスの向上に取り組めます。

#### 経営支援部門

##### (1) 経営支援の強化

保証付融資シェアの高い中小企業者への経営支援・事業再生は引き続き重要課題であり、返済緩和先については経営実態の的確な把握後、経営安定化支援事業等を活用して当協会主導で経営改善を進めるとともに、経営サポート会議の開催を通じて中小企業者の実状に応じた弾力的な資金繰り改善支援や返済の正常化に向けた支援を実施します。

また、当協会主導で継続的な経営支援が必要な中小企業者については、個別支援戦略チームを編成し、一歩踏み込んだ個社支援に取り組むとともに、再生支援協議会を始めとした関係機関と連携・協力した抜本的な

再生支援の強化に努めます。

さらに経営者の高齢化については、経営者に対するヒアリングシートを用いた事業承継診断の実施や改善提案を行い、関係機関と連携・協力して事業承継や事業引継ぎへの支援を進めていきます。

今後、経営支援を効果的に実施するため、経営支援担当者の能力向上を目的とした成功事例の蓄積と情報発信による共有化等に努めます。

##### (2) 関係機関との連携強化

経営支援についての情報共有や目線合わせのために、中小企業支援ネットワークの一環として「滋賀県再生支援連絡会議」の開催を行い、金融機関や中小企業支援機関との連携を図り、効果的な経営支援・再生支援に取り組めます。

また、当協会が専門家派遣による経営診断により中小企業者の経営改善を促進するため「滋賀県中小企業診断士協会」との連携や中小企業者の抱える経営課題の解決のために「滋賀県よろず支援拠点」との連携をより一層強化します。

さらに中小企業者の実状に応じた事業承継支援・廃業支援を行うためにも事業引継ぎ支援センター等関係機関と一層連携を行います。

#### 期中管理部門

##### (1) 適正な期中支援と期中管理の徹底

初期延滞の段階から金融機関と連携して企業訪問による実態把握を行い、事業の継続の可能性を早期に見極め、資金繰りの安定化に向けた支援、経営改善に向けた支援等、中小企業者の課題解決のための適切で効果的な期中支援を進め、延滞・事故保証債務の正常化に取り組めます。

一方、金融調整が困難な中小企業者に対しては、代位弁済の提案を行うことで顧客の負担軽減等を図り、求償回収の早期着手に努めます。

##### (2) 調整事務の効率化

期中管理先の初期延滞、条件変更後の状況、事故解除対象先の管理を行うために、「担当者別延滞リスト表」を活用し、必要に応じて金融機関へのヒアリングや

業況把握のための訪問を実施し、期中支援方針等を部内協議のうえ情報共有を行い調整業務・事務の効率化に努めます。

## 回収部門

### (1) 求償権管理の適正化

適正に求償権の管理を行うため、期中管理部門と連携し面談、実地調査並びに現地訪問等による初動対応に努め、適正な回収策を講じるとともに、弁済契約または、口座引落契約等の締結、スマートフォンアプリ決済、コンビニエンスストアの振込み等、利便性の高い返済方法を推進し定期弁済先の増加に向けた取り組みを行います。

また、折衝状況管理表等を活用した回収行動の進捗管理を徹底するとともに、適時、回収担当者とヒアリングを実施し回収の効率化を図ります。

### (2) 適正な回収の推進

回収の最大化を図るため、担保物件処分、一括弁済による大口回収先については、「大口案件進捗会議」において効果的な回収の取り組みや手法の情報を共有し、確実に回収に繋がるように管理を行います。

事業を継続している先について事業再生が可能と判断される場合は、経営支援部門と連携を図り求償権消滅保証への取り組みを推進します。

また、長期化した求償権の見極めとして、求償権保証人が継続した定期返済を行っていても、将来的に完済の見込みが望めないと判断される先は、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図ります。

一方、回収見込みのない求償権については、管理事務停止を実施した求償権整理を進め管理コストを考慮した債権管理に努めます。

保証協会サービサーにおいても、同様に現地訪問等による実態把握を行い、求償権の管理・回収に活用します。

## その他間接部門

### (1) 経営基盤の強化

収支シミュレーションの実施や効率的な予算の執行により、収支の健全性維持を図るとともに、健全かつ効率的な支払準備資産の運用に取り組み、将来に亘り安定した経営基盤の確立に努めます。

また、事務リスク管理や事業継続計画(BCP)等の危機管理の充実・強化に取り組みます。

### (2) 人材開発と働き甲斐のある職場づくり

保証協会に求められる役割に迅速、的確に対応できる人材育成に取り組みます。

専門性や企業に対する目利き力、交渉力など幅広い能力の習得のため、信用調査検定の活用や中小企業診断士の資格取得の推進、中小企業診断士のスキルアップを中心に自律的な提案力を発揮できる研修制度を整えます。

また、職員一人ひとりの仕事に対する熱意や提案を活かす組織の運営、働き方改革への対応などにより、

職場環境の整備に努め、働きやすい、働き甲斐のある職場づくりに取り組みます。

### (3) コンプライアンス態勢の維持・強化

公共的使命と社会的責任を全うする信頼される組織を確立していくために、コンプライアンス・プログラムに基づいたコンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の取り組みの徹底、個人情報保護態勢の充実等、常日頃から啓発活動に取り組み、役職員の意識の維持・向上に努めます。

### (4) 情報の分析と活用

中小企業庁公表の信用保証協会別・金融機関別の保証実績を基に、金融機関とのより一層連携するための対話に向けた分析と情報提供を行います。

また、保証内容の分析やアンケート結果を踏まえ、中小企業者の現状やニーズを把握し、保証制度の創設や見直し・セミナーの開催等に取り組みます。

### (5) 関係機関との連携強化

県・市町、中小企業支援機関および金融機関への定例訪問や情報交換を通じて、連携した保証制度の開発や支援体制を構築します。

また、中小企業支援の覚書を締結した商工会連合会・商工会議所連合会および近畿税理士会との連携による保証制度推進・外部専門家派遣の強化に努めます。

### (6) 地方創生への取り組み

地域に根ざした公的機関として、中小企業支援を金融機関、県・市町および中小企業支援機関と連携し、創業・経営支援・事業承継等の保証制度の創設や経営相談、ファンドへの参画等により社会的課題の解決に努め、もって地方創生へ一層促進します。

また、創業希望者や中小企業者向けのセミナー・交流会等を開催し、創業気運の醸成を図るとともに、販路拡大支援等企業の発展や成長に向けた効果的な支援を行います。

### (7) 広報活動の充実

SNSを活用した中小企業者や関係機関に対するタイムリーな情報提供と認知度向上に向けた広報媒体の見直しを行い、適時効果的な情報発信を行うとともに、最新ニーズの把握等情報収集にも努めます。

### (8) システムの安定稼働と効率化

安定した運用を維持するため、システム運用に関するノウハウの共有化を進めながら、セキュリティ対策の強化や蓄積された情報を有効活用する統計システムの構築に取り組みます。

## 保証承諾の見通し

平成31年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下の通りです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	950億円	111.8%
保証債務残高	2,260億円	97.4%
代位弁済	35億円	87.5%
回収	10億円	90.9%

## ◆第5次中期事業計画(平成30年度～令和2年度)

### 業務運営方針

金融機関、県・市町および中小企業支援機関と連携しながら、信用保証を通じて地域金融の円滑化を図り、県内中小企業者の資金繰りの安定を支援するとともに、部門を超えたプロジェクトチームを編成するなど、経営の改善発達に係るアドバイスや情報提供など戦略的に一歩踏み込んだ経営支援・期中管理の実施、さらには効率的な債権回収を図るように努めます。また、創業支援や事業承継支援にも積極的に取り組み、地域経済の振興と持続的発展に貢献します。

以上を踏まえ、平成30年度から令和2年度までの3か年間における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組むこととします。

#### (1) 金融機関等と連携した中小企業者への保証支援

中小企業者が円滑に資金を調達できるように、信用補完制度を通じて必要十分な信用供与を果たしながら、企業のライフステージに応じて金融機関とともにその事業性を評価しつつ、適切なリスク分担を行いながら金融支援や経営支援を実施します。

地域経済の活性化や地方創生の実現に向け、県・市町や中小企業支援機関とも連携し、創業者支援に取り組むとともに、突発的に発生する信用収縮時には、危機関連保証制度等を通じて機動的な対応に努めます。

また、より利用しやすい信用保証を目指して、手続きの簡素化・合理化にも取り組み、審査・諸手続きの迅速化を通じて資金調達の機動性を向上させていきます。

#### (2) 経営支援の強化

金融円滑化法終了後は、返済緩和先を中心に企業訪問を行い実態把握に努め、外部専門家による経営診断や経営改善計画策定支援を通じて中小企業者の経営改善に向けた支援を実施してきましたが、平成30年度からは経営支援業務が信用保証協会法に追加されたことにより、事業の持続的発展のために保証協会が自ら選定した中小企業者に対して、これまで以上に金融機関や関係機関と連携・協力を図り、各種外部専門家を活用した経営支援や中小企業支援機関が実施している支援施策を活用した経営支援を行います。

さらに、各部署が一体となって経営支援の取り組みを行うため、部門を超えたプロジェクトチームを編成し個社支援を行います。

また、関係機関と連携・協力し、一歩踏み込んだ抜本的な事業再生支援や後継者等への事業の引継ぎのための事業承継支援、さらに必要に応じて自ら廃業を決断した中小企業者に対し廃業支援を行います。

#### (3) 期中支援の充実・強化

中小企業者の経営環境が依然として厳しい中、中小企業者に対する質の高い期中支援が求められており、初期延滞の段階から金融機関と連携して実態把握に努め、適切で効果的な期中支援策を講じる必要があります。このため、事業継続が可能な中小企業者に対しては、外部専門家派遣、サポート会議、借換保証等を活用することで早期正常化を目指します。また、金融調整が困難な中小企業者に対しては、代位弁済の提案を行うことで債務整理による再チャレンジへの支援にも取り組みます。

#### (4) 求償権管理の適正化と回収の推進

回収環境は今後も厳しい状況が続くことが予想されるため、現地訪問等で実態把握をするなど初動を徹底することで、早い段階で適正な回収策を講じます。また、管理コストを考慮した取り組みを行うため、永続的な回収方針から求償権関係人の事業再生・生活再建の観点を重視した求償権の見極めを行い、適正かつ効率的な管理・回収に取り組めます。

#### (5) 地域経済の中で存在感の発揮

保証協会の業務は、時代の移り変わりとともに拡充し、求められる役割も重要度を増しています。中小企業のライフステージに応じた様々な局面においての支援態勢を構築し、中小企業者から信頼される必要十分な信用を供与し、事業の発展を支え続ける持続可能な信用補完制度の確立を目指します。また、本県は廃業率が開業率を上回る状況にあり、これらの改善に寄与することなど、保証協会の業務を通して地方創生、地域活性化に向け一層の貢献を果たす取り組みを行います。

# 平成30年度の主な取組み

## 信用保証制度の見直し

### 経緯

信用保証制度の見直しについては、平成27年11月以来、中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキンググループにおいて検討され、平成28年12月20日に最終報告書がとりまとめられました。

本検討を受け、「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に成立し、平成30年4月1日から施行されました。

### 見直しに関する考え方

信用保証制度は、中小企業・小規模事業者(以下「中小企業」という。)の資金繰りを支える重要な制度であり、中小企業がライフステージの様々な局面で必要とする多様な資金需要(小口、創業、承継等)や、大規模な経済危機、災害等により信用の収縮が生じた場合における資金需要等に一層対応できるものとしていくことが重要です。

このため、中小企業の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、金融機関と信用保証協会が連携して中小企業への経営支援を強化することで、中小企業の経営改善・生産性向上を一層進める仕組みを構築することが必要であるという考え方の下、今般の見直しが行われました。

### 見直しによる措置

#### 1. 中小企業の多様な資金需要に対するきめ細かな対応

- (1) 危機関連保証の創設
- (2) 小規模事業者への支援拡充
- (3) 創業関連保証の拡充
- (4) 特定経営承継関連保証の創設
- (5) 経営改善・事業再生の促進、再チャレンジ支援等
- (6) 円滑な撤退支援
- (7) 信用保証協会における出資ファンドの対象拡大等

#### 2. 金融機関と信用保証協会とが連携した支援

- (1) 金融機関と信用保証協会の連携
- (2) 信用保証協会における経営支援
- (3) セーフティネット保証5号の保証割合の引下げ



## 創業支援

### フォローアップ面談の実施

創業関連保証をご利用いただいた方に対して、担当者が訪問し、創業計画の進捗状況の確認や資金繰りのご相談をさせていただき、創業後のフォローアップを実施しております。

### 創業セミナーへの講師派遣

「実践ながはま・こほく創業塾」にお招きいただき、これから創業を考えている方に向けて、信用保証協会の概要をはじめ、創業に関する県制度融資や、当協会で行っている創業支援・経営支援について講演させていただきました。



### 当協会発行の広報誌への掲載

#### 「アナタのお店を紹介します！」

当協会を通じて、創業資金をご利用されたお客様に対し、お店のひとことPRを当協会の広報誌「信用保証レポート」に掲載させていただいております。平成30年度は、41事業者の方を掲載させていただきました。



### 創業相談窓口の設置

当協会では、創業をお考えの方、創業間もない方を応援させていただくため、「創業相談窓口」を設置しました。

### 創業支援強化事業による専門家派遣

経営上の問題(経営・財務・人材育成等)を抱える創業期の中小企業者に対し、成長発展や経営改善に向けた道筋をつけることを目的とし、中小企業診断士を派遣しました。

【平成30年度実績】 経営診断:10企業

### 滋賀県の魅力ある商品を使ったノベルティグッズプレゼント

創業保証を利用して開業された方に保証料還元の一つとして、滋賀県の魅力ある商品を使ったノベルティグッズのプレゼントをはじめました。



### パンフレットの作成

信用保証協会について、当協会の創業サポートメニューや創業者向けの保証制度をまとめた、創業者向けパンフレットを作成いたしました。



# ● 経営支援・再生支援

## 中小企業支援ネットワーク

### ◆ 滋賀県再生支援連絡会議（全体会議・分科会）開催

#### ■ 全体会議

平成30年11月15日(木)、コラボしが21にて、滋賀県再生支援連絡会議(全体会議)を開催しました。会議には当協会4名、講師2名の他、11金融機関および17関係機関から合計38名の方にご出席いただきました。



#### ■ 分科会

平成31年3月15日(金)、当協会にて滋賀県再生支援連絡会議(分科会)を開催しました。会議には当協会4名の他、11金融機関および2関係機関から合計21名の方にご出席いただきました。

今後も、本会議を通して関係機関との連携強化、幅広い情報交換等を行っていきます。

### ◆ 経営サポート会議開催

経営サポート会議は、公的な機関である信用保証協会が事務局となり、中小企業の方の早期の経営改善や再生を図ることを目的に、中小企業者、金融機関、信用保証協会が一堂に集まり、企業の再生に向けて具体的な支援方法などを協議するために開催しています。

【平成30年度開催回数】 48回

## 経営支援強化会議の発足

平成30年度より当協会主導で個別企業の実情に応じた経営支援を実施することなどを目的に、経営支援強化会議を発足しました。会議の構成員は各部署を超えたものとし、ここで選抜した個別企業に対してそれぞれ戦略チームを配し、当協会が主体となって支援を行いました。

## 経営安定化支援事業

### ◆ 専門家（中小企業診断士）の派遣

当協会をご利用いただいている中小企業・小規模事業者の方の事業所に中小企業診断士等の外部専門家を派遣し、経営診断を行い経営に関する様々な助言を行います。

「経営改善コース」「事業承継コース」「生産性向上コース」と企業の経営課題に合わせた3つのコースを実施いたしました。

平成30年度 実績	経営診断	経営改善計画策定
経営安定化支援事業	44企業	4企業

## セミナーの開催

### 生産性向上セミナー

### 「口コミを加速させて集客アップ! 明日から使えるSNS活用法」を開催

平成30年8月6日(月)、8月22日(水)に当協会にて生産性向上セミナー『口コミを加速させて集客アップ!明日から使えるSNS活用法』を開催し、延べ61名(1回目34名、2回目27名)の方々にご参加いただきました。

近年、SNSはビジネスを展開する上で、不可欠なビジネスツールになりつつあります。そこで、本セミナーでは「事例から見る本当に使えるSNSの活用法」、「ローカルビジネスに効果的なSNS広告の活用法」、「口コミが起こる文章の書き方や写真の見せ方」など、明日から使えるSNS活用法を、講師にグラスハパコンサルティング株式会社 代表取締役 中野雅公氏をお迎えし、SNSの基本的な使い方から拡散させるコツにいたるまで、わかりやすくご講演いただきました。



### 「飲食店創業サポート塾」を開催



平成31年2月14日・21日・28日の3日間にわたり、実践的な店舗づくりについて学べる『飲食店創業サポート塾～開業時に押さえておきたい成功のツボ～』を開催しました。

本セミナーは飲食店創業を目指す方・創業後間もない方を対象とし、計30名の方々にご参加いただきました。1日目・2日目は、中小企業診断士 西村大氏・伊佐嘉仁氏より、開業に必要な経営・財務・販路開拓・人材育成の4要素について、グループワークも交えながらご講演いただき、3日目は、モデレーターに(株)チェキボン 営業部長 南井康彦氏を、パネリストに(株)nadeshico 代表取締役 細川雄也氏・SweetsWorksアラバスク舎 代表 若林雅彦氏をお招きし、トークセッションを実施しました。先輩経営者としての成功の秘訣や失敗談など現場の生の声をお話いただきました。

トークセッション終了後は交流会を開催し、講演者、受講者、協会職員それぞれが情報交換や意見交換を行い、交流を深めました。

## 4

April

### 中部圏11協会共同地方創生保証「昇竜道・おもてなし」の創設

中部圏11信用保証協会が連携し、中部圏の観光関連事業者に対して、訪日外国人観光客など域外客を呼び込み、地域資源を活用した商品・サービスをもって、新たな需要の創出と消費拡大を図るために必要な資金を円滑に供給することにより、地方創生に資することを目的に創設いたしました。



## 5

May

### 第31回 金融機関店舗感謝状贈呈式の開催

贈呈式では、前年度中に県内中小企業・小規模事業者の金融円滑化に積極的に取り組んでいただいた金融機関店舗の皆さまに感謝の意を表し、感謝状と記念品の贈呈を行いました。

当日は、滋賀県、地元金融機関等からご来賓のご臨席を賜り、滋賀県商工観光労働部 笹井次長からはご祝辞、滋賀銀行 今井専務取締役からはご来賓を代表してご挨拶を頂戴しました。



## 6

June

### 外部評価委員会の開催

第4次中期事業計画および平成29年度経営計画実施状況の報告を行いました。

同委員会では、委員の皆さまから各部門の計画実施状況やコンプライアンスの取り組みに関して貴重なご意見をいただきました。

外部評価委員会の意見・提言を踏まえた自己評価については、当協会ホームページで公表しています。



7  
July

## 事業性評価保証制度 「リレーション」の創設

中小企業・小規模事業者の皆さまの事業内容や成長性を適切に評価し、金融機関と滋賀県信用保証協会との連携・協調により、更なる事業の発展を支援する保証制度です。



9  
September

## 公益財団法人太平洋人材交流センター 中小企業振興のための経営強化・金融支援研修の実施

途上国で中小企業の発展・振興に従事する行政組織の職員8名の訪問を受け、研修会を実施しました。

本研修は独立行政法人国際協力機構 (JICA) から公益財団法人太平洋人材交流センターが受託し、中小企業振興に携わる行政官等が、日本の中小企業振興政策・施策について学び、職務の能力強化を図ることを目的として実施されたものです。



10  
October

## 短期継続融資保証制度 「ケイゾク (税理士連携枠)」を創設

近畿税理士会に所属する月次管理を行っている税理士または税理士法人、金融機関、滋賀県信用保証協会が連携して、中小企業者に資本性に近い資金を供給することにより、資金繰りの安定を図る保証制度です。

決算期毎の保証申請を通じ、経営状況の把握に努め、継続した支援を行うことにより中小企業者の成長、発展に資することを目的としています。



## 「商工会・商工会議所連携保証料割引制度」を創設

商工会・商工会議所の経営指導を受けられる事業者の方の保証料負担の軽減を行い、安定的な資金の確保を図るとともに、商工会・商工会議所、金融機関と連携して経営支援を行う制度です。

11

November

## 第28回 金融機関対象信用保証業務基礎講座の開催

講座では、主に県内金融機関各店舗の若手行員(職員)の方々を対象に、信用保証協会の仕組みや業務などの基本的な内容について理解を深め、また、当協会職員とのコミュニケーションを図っていただくことを目的に毎年実施しています。

本講座は午前が講義、午後は班別に分かれてロールプレイング形式で保証審査の事例研究を実施しました。



12

December

## インターンシップの開催

12月から2月にかけて4回インターンシップを開催し、計45名の大学生の方々にご参加いただきました。

当日は信用保証協会の業務概要の講義、創業支援における保証審査業務体験、先輩職員との座談会を実施しました。保証審査業務体験では、参加者同士で活発な意見交換をする場面も見られました。



2

February

## 特別大口無担保保証制度「ロングラン70」の創設

滋賀県信用保証協会創立70周年を迎えるにあたり当協会をご利用いただく中小企業の皆様への感謝の気持ちを込めて創設いたしました。

金融機関が推薦する一定の財務要件を満たす中小企業者へ大口無担保の信用保証を提供することにより、中小企業金融の円滑化と事業の長期の発展を支えます。



## ● 環境保全への取り組み

### 独自の環境マネジメントシステム

当協会では平成22年4月1日より、独自の環境マネジメントシステムを構築しました。これは6年間の「ISO14001」による、環境管理手法の蓄積・ノウハウが浸透したと判断したことによるものです。

地球環境保全のために紙の使用削減、電気の使用削減等の目標を定めて役職員等が取り組んでいます。

今後も、環境方針のもと役職員等が環境に対して責任と自覚を持って行動していきます。

#### 環境方針

##### 1 基本理念

滋賀県信用保証協会は、「環境こだわり県」滋賀の一員として、豊かできれいな地球を未来へ伝承する社会的使命を果たすため、事業活動が環境に与える影響の低減を図り、継続的な改善を行い、地球環境保全の推進に努めます。

##### 2 基本方針

- (1) 役職員等一人ひとりが環境に配慮し、オフィスの電気使用量の低減、用紙など資源の使用量の削減やリサイクル等に取り組み、省資源および省エネルギーを推進します。
- (2) 信用保証業務を通じ、環境に良い影響を及ぼすことのできる活動を実践します。
- (3) この「環境方針」を達成するため、具体的管理項目を設定し、適切性や妥当性等を判定して、環境マネジメントシステムの継続的改善を図り、環境汚染の予防に努めます。
- (4) この「環境方針」をもとに、役職員等が考え行動できるように教育・啓蒙に努めるとともに、この「環境方針」を内外に公開します。

制定日 平成22年 4月 1日

改定日 平成27年12月21日

滋賀県信用保証協会

理事長 羽泉 博史

### 環境保全活動

#### ◆ 滋賀県環境保全協会に入会

公益社団法人滋賀県環境保全協会は、地域企業の環境保全活動の支援を通じて地域社会に貢献し、持続可能な社会実現につながる政策等を関係機関と共有しながら推進しています。

当協会は、環境保全の推進を図るために環境保全協会に入会しています。

#### ◆ エコカー等の導入

公用車の一部に燃費のよいハイブリッド車を導入しています。

また、出張時等は燃費向上を意識した運転を心がけています。

#### ◆ クールビズの実施

5月から10月の6ヵ月間、省エネルギーの推進と地球温暖化防止に向けた取り組みとして、事務所の室内温度を28度程度(冷房実施時)とし、役職員はクールビズを実施しています。

## 琵琶湖市民清掃の実施



平成30年7月2日

事務所前の湖岸沿いの清掃を役職員22名で行いました。

今後も、役職員各自がボランティア精神を発揮しながら、環境保全活動を継続して行うことで、地域社会に貢献していきます。

## 外来魚駆除ボランティア活動の実施



平成30年11月11日

環境保全活動として、事務所近くの湖岸沿いにて琵琶湖の生態系保全を目的としたボランティア活動を行いました。

当協会からは役職員・家族含め計38名が参加し、釣果を競って楽しみながら、計3.83kgの外来魚を釣り上げました。

## 大津市主催のヨシ刈りに参加



平成31年1月27日

大津市主催の市民ヨシ刈りが行われ、雄琴地区の地元住民や一般募集した市民、事業者など約300名が参加しました。

当協会も参加し、役職員34名がヨシ刈りを行いました。



## ● 広報活動

中小企業・小規模事業者や関係機関の皆さまに当協会への理解を深めていただくため、様々な広報活動を行っています。



### ホームページ

当協会の概要、日々の活動、保証制度のご案内など、最新情報をホームページにてタイムリーにご紹介しています。

今後も、皆さまのお役に立つ情報を随時更新いたしますので、ぜひご活用ください。

<http://www.cgk-shiga.or.jp>

滋賀県信用保証協会

検索

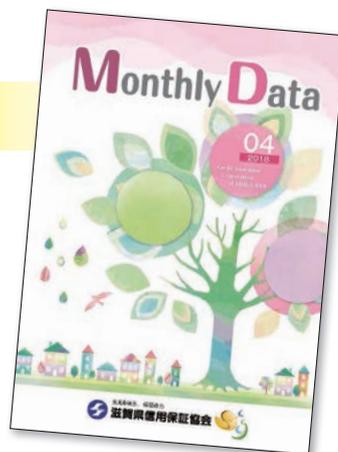


### 各種広報物の発行

#### ◆ MONTHLY DATA

主に、金融機関や関係機関を対象として、毎月1回「MONTHLY DATA」を発行しています。

統計データや制度創設など、タイムリーかつ正確な情報提供を行っています。



#### ◆ 信用保証レポート

四半期毎に「信用保証レポート」を発行しています。表紙は巻末記事でも取り上げている「滋賀のロケ地」のビジュアル写真を採用しています。

中面では、当協会の取り組み内容や活動報告、中小企業にスポットを当てた特集「湖国で輝く企業を訪ねて」や、「アナタのお店を紹介します!」など、お客さまにとって親しみやすく、読んでみたいと感じていただけるような広報誌作成に努めています。

#### ◆ ディスクロージャー誌



#### ◆ 信用保証制度のご案内



#### ◆ 業務のご案内





## ポスター・リーフレット・パンフレットの発行

### ◆ポスター



当協会について、より多くの方に知っていただくため、ポスターやリーフレットを作成し、保証制度やセミナーのご案内等を行っています。

### ◆リーフレット・パンフレット



## 外部誌等への広報活動

### ◆テレビCM

当協会や各種保証制度について、より多くの方に知っていただくため、びわ湖放送にてテレビCMの放送を実施しています。



いろいろな職業編



リレーション編



ケイゾク編

### ◆広告掲載

株式会社エフエム滋賀作成 防災ハンドブック2018

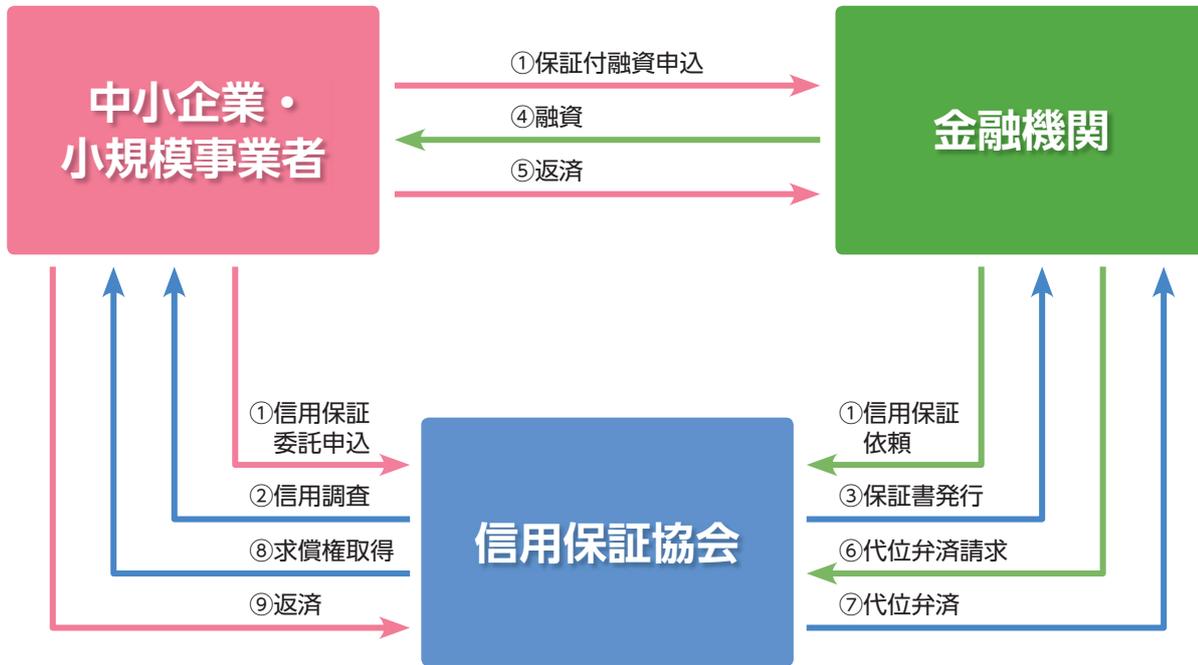
### ◆パブリシティ活動

滋賀県庁記者クラブや地域テレビ局へタイムリーに情報提供を行っています。



# 信用保証の概要

## 信用保証制度のしくみ



信用保証制度の当事者は、  
中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

- ① 中小企業・小規模事業者は金融機関を經由して信用保証協会に保証申込み(信用保証委託申込)をします。
- ② 信用保証協会は、申込みのあった中小企業・小規模事業者について、信用調査をします。
- ③ 信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、保証書に基づき中小企業・小規模事業者に融資を行います。このとき、中小企業・小規模事業者は所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業・小規模事業者は、融資を受けたときの条件によって金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業・小規模事業者が何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦ 信用保証協会は、金融機関からの請求に基づき、中小企業・小規模事業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者に対する求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業・小規模事業者は、信用保証協会に対して返済をします。

## 信用保険制度のしくみ



信用保険制度の当事者は、  
日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）、信用保証協会の二者です。

- ①日本公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引受けます。
- ②信用保証協会が保証を行った場合、上記①の契約に基づき日本公庫に保証通知を行い、保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業・小規模事業者からの回収金を保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

## ご利用いただける方

### 1. 企業規模

法人の場合は、「資本金の額(出資の総額)」もしくは「常時使用する従業員」のいずれか一方が下表に該当すれば対象となります。

個人または特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、「常時使用する従業員」が下表に該当すれば対象となります。

業種	資本金の額 (出資の総額)	常時使用する 従業員
製造業(運送業、建設業、不動産業、鉱業等を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる業とする法人	—	300人以下

ただし、次の業種については、下表のとおり基準を定めています(NPO法人を除く)。

業種	資本金の額 (出資の総額)	常時使用する 従業員
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(注1) 常時使用する従業員とは

事業主、事業主と生計を一にしている三親等内の親族(有給であっても)、臨時雇用(パート・アルバイト)の従業員、法人の役員は含みません。また、特定非営利活動法人(NPO法人)は雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含みません。なお、名目は臨時雇用であっても、実質常時雇用的なものについては常時使用する従業員の範囲に含まれます。

(注2) 常時使用する従業員数が要件の人数の9割を超えている場合

従業員数を確認できる資料(原則として労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書等)が必要です。

### 2. 所在地

#### (1) 個人の場合

住居または事業所のいずれかが滋賀県内にある方

#### (2) 法人の場合

滋賀県内に本店または事業所を有する方

### 3. 業歴

業歴、営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。ただし、制度要綱等に定めがある場合は、その定めによります。

### 4. 業種

ほとんどの業種が保証の対象になりますが、農業、林業、漁業、金融・保険業、サービス業においては、保証の対象外になる業種があります。

業種分類は、原則として日本標準産業分類(総務省編)の分類概念に準拠していますが、信用保証の対象外業種との関係から一部異なる取扱いをする場合があります。

### 5. 許認可

許認可等を必要とする業種については、適法に許可・認可等を受けていることが必要となりますので、許認可証等の写しを提出してください。

なお、許認可等を要する複数の事業を兼業している場合で、資金使途が特定の事業に限定されていないときは、主たる事業(原則として売上高等が概ね60%以上の事業)の許可等の確認で足り、多店舗展開している場合は主たる店舗(一店舗)についての許可等の写し、他の店舗については宣誓書(信用保証委託申込書記載)をもって確認します。

また、資金使途が特定の店舗にかかるものである場合には、当該店舗にかかる許認可証等の写し等による確認が必要です。

## 信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業・小規模事業者の方の委託に基づいて行う信用保証の対価として、支払っていただく信用保証制度独自のもので、信用保険制度への信用保険料、協会の業務費、損失負担(代位弁済)等に充てられるものです。

中小企業・小規模事業者の財務内容等に応じて、下表のとおり9段階となります。

また、責任共有制度に該当する場合の「責任共有保証料率」と該当しない場合の「信用保証料率」に区分されます。

例外として、経営安定関連保証(セーフティネット保証)・流動資産担保融資保証等の特別な保証には、一定の保証料率が適用されます。

なお、最終的な保証料率は、個別に中小企業・小規模事業者の定性要因を加味して協会が決定します。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(%) (特殊保証料率)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
信用保証料率(%) (特殊保証料率)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注1)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

(注2)「信用保証料率」は、保証委託額に対する率で、責任共有制度対象外の保証制度に適用します。

(注3)「特殊保証料率」は、手形等割引根保証、電子記録債権割引根保証、当座貸越根保証および事業者カードローン根保証に適用します。

1.創業期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
開業資金保証 (創業枠) ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方で滋賀県が定める要件を満たす方	運転・設備 合計 2,500万円	1.00%	1.00% 一般保証 0.37~1.82%	7年以内
開業資金保証 (創業サポート枠) ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	開業資金保証(創業枠)の対象者で滋賀県が定める要件を満たす方			0.50% 一般保証 0.0~1.32%	
開業資金保証 (女性創業枠) ☆責任共有制度対象外	創業をお考えの方、または創業後5年未満の女性で滋賀県が定める要件を満たす方	運転・設備 合計 1,000万円		0.70%	

2.持続的発展期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
一般保証	(法人)滋賀県内に本店または事業所を有する企業の方 (個人)住居または事業所のいずれかが滋賀県内にある方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90%	原則 運転 7年以内 設備 15年以内
当座貸越根保証	借入限度額内で借入を反復継続して行いたい方	2億8,000万円		0.39~1.62% (特殊保証料率)	運転・設備 1年または2年
事業者カードローン 当座貸越根保証		100~2,000万円			
小規模事業者カードローン 当座貸越根保証 (カードSmile)	借入限度額内で借入を反復継続して行いたい小規模事業者の方	50~500万円 ※白色申告の 個人事業者は 50~200万円			運転・設備 2年
短期継続 融資保証 (ケイゾク)	(通常枠)	資本性に近い資金供給をお求めの方		0.45~1.90%	運転 12か月以内
	(税理士連携枠)	税理士による月次管理をされている方で資本性に近い資金供給をお求めの方		0.35~1.80%	
経営支援資金保証 (小規模企業者枠)	原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模事業者の方	1,500万円	1.45%	0.45~1.20%	運転 5年以内 設備 7年以内

3.成長発展期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
プロパー協調融資保証 (アシストライン)	信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円	金融機関 所定	0.35~1.90%	15年以内
事業性評価保証 (リレーション)	金融機関による事業性評価が行われていて、信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円		0.35~1.80%	
特別大口無担保保証 (ロングラン70) ☆財務要件あり	一定の財務要件を満たし、金融機関の推薦があって大口の資金を必要とされている方	2億円		0.36~1.52%	一括返済 7年以内 分割返済 10年以内

4.自然災害や社会的・経済的環境の変化による経営安定のための保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件1~4、6号 ☆責任共有制度対象外	取引先の倒産や災害等その他突発的な事由等の理由により、市町村長の証明を受けた方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.90%	運転 10年以内
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件5、7、8号	取引先の倒産や災害等その他突発的な事由等の理由により、市町村長の証明を受けた方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円		0.80%	設備 15年以内

## 5.経営改善・再生支援に関する保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	債権者間の合意が取れている経営改善計画を基に事業の再生に取り組む方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	責任共有制度 対象 0.70% 責任共有制度 対象外 0.80%	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内
政策推進資金保証 (再生支援枠)	中小企業再生支援協議会等の支援により策定された経営改善計画を策定し、滋賀県が定める要件を満たす方	1億円		0.37～1.82%	10年以内 特に認める場合 15年以内

## 6.事業承継に関する保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
経営承継関連保証	経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴って事業活動に支障が生じていることについて経済産業大臣の認定を受けた方	2億8,000万円	金融機関 所定	0.45～1.90%	運転 設備 10年以内 15年以内
特定経営承継関連保証	経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴って事業活動に支障が生じているとして経済産業大臣の認定を受けた中小企業の代表者の方	2億8,000万円			
経営承継準備関連保証	後継者の確保が困難等に起因する事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行おうと経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の方	2億8,000万円			
特定経営承継準備関連保証	後継者の確保が困難等に起因する事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行おうと経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人の方	2億8,000万円			
政策推進資金保証 (事業承継枠)	安定的な経営権の確保により滋賀県内で事業継続を図る方で滋賀県の定める要件を満たす方	1億円	1.00%	0.45～1.20%	10年以内
事業承継サポート保証	持株会社を活用した事業承継対策をご検討されている方	2億8,000万円	金融機関 所定	1.15%	15年以内

## 7.地域支援のための保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
持続可能性社会実現 応援保証 (SDGs保証)	持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	3,000万円	金融機関 所定	0.45～1.90% 継続時 (目標達成の場合) 0.35～1.80%	12か月以内

## 当協会独自の信用保証料率割引

割引の名称	対象者	対象の保証制度	融資利率	取扱期間
創立70周年記念 保証料率割引制度	割引対象の保証制度をご利用いただける中小企業者の方	①小口零細企業保証 ②創業等関連保証 ③創業関連保証	①0.45～ 1.90% ②0.90% ③0.90%	令和2年 3月31日 保証申込 (当協会受付) 分まで
商工会・商工会議所 連携保証料割引制度	下記①～③をすべて満たす中小企業者の方 ①1期(6か月)以上の決算を実施していること ②条件変更等による返済緩和を受けていないこと ③商工会・商工会議所の経営指導を6か月以上受けていること	①小口零細企業保証 ②創業等関連保証 ③創業関連保証	①0.40～ 1.71% ②0.80% ③0.80%	

## 責任共有制度のしくみ

信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が適切に責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的として導入されました。

### 責任共有制度の概要

責任共有制度は、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれかを選択して採用することとなっています。

いずれの方式であっても、金融機関の負担割合は20%になります。

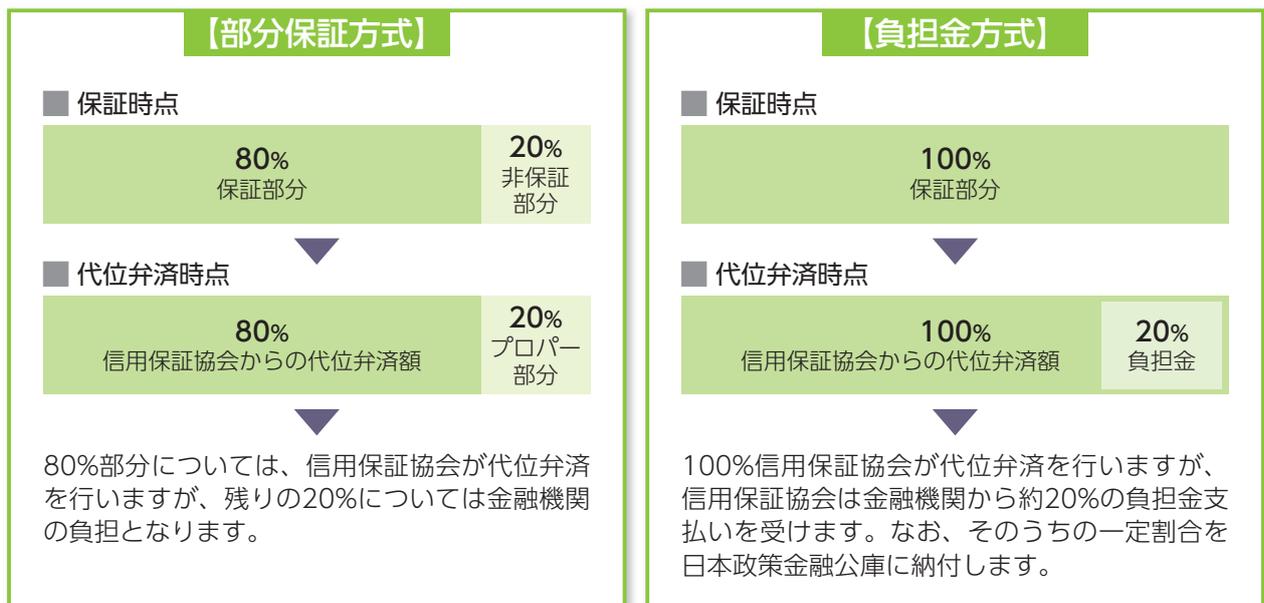
#### 【部分保証方式】

貸付金額の80%(一部の保証を除く)を信用保証協会が保証します。

#### 【負担金方式】

保証時点では100%保証となりますが、代位弁済状況に応じて、金融機関は事後的に信用保証協会に対し負担金を支払うことによって部分保証と同等の負担を負うこととなっています。

(注)部分保証を前提に創設された保証制度(特定社債保証、流動資産担保融資保証)については、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。



### 責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に対象外となる保証制度があります。具体的には、次のとおりです。

#### 【責任共有対象外の主な保証制度】

- ・ 小口零細企業保証
- ・ 特別小口保険にかかる保証
- ・ 経営安定関連保証 (セーフティネット保証1~4、6号)
- ・ 危機関連保証
- ・ 災害関係保証
- ・ 創業関連保証(再挑戦支援保証含む)、創業等関連保証
- ・ 事業再生保証
- ・ 求償権消滅保証
- ・ 破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)

# コンプライアンス

## コンプライアンス態勢

滋賀県信用保証協会は社会的使命と公共性に鑑み、コンプライアンス(法令遵守等)の徹底を図り、将来にわたって協会業務のより一層の信頼確保に努めます。

### 基本姿勢

#### (1) 真に必要とされる信用保証の推進

中小企業基本法の基本理念のもと、事業の維持創造発展に努める中小企業者に対して真に必要とされる信用保証を通じ、金融の円滑化に努め、地域の産業振興と経済の発展に寄与します。

#### (2) 透明かつ効率的業務運営の確保

わが国の経済活動を常に見極め、さらに金融情勢を分析し、経営内容を可能な限り開示する姿勢で協会の秩序ある活動を維持し、透明かつ効率的な業務運営に努めます。

#### (3) 法令の遵守

執務指針として定める「公平・懇切・正確・迅速」を旨とし、信用保証協会法をはじめ各種関係法令を役職員一人ひとりが厳格に遵守することを自覚し、事業の健全運営に努めます。

#### (4) 反社会的勢力との対決

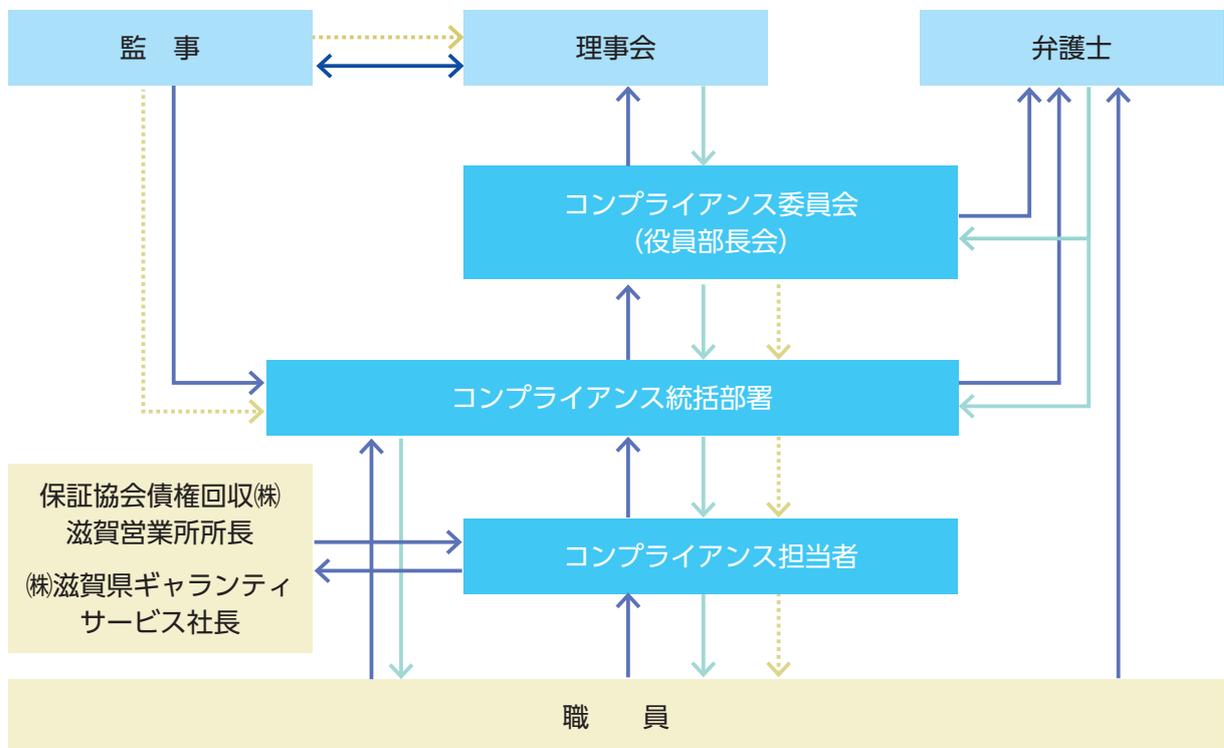
社会的に批判を受ける反社会的勢力に対しては断固として排除します。

#### (5) 地域社会への貢献

社会規範のもと、広く地域住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

### コンプライアンス組織体制図

(2019年4月1日現在)



コンプライアンスに違反する行為を未然に防止し、コンプライアンスの着実な実践を確保するために、コンプライアンス委員会、統括部署、およびコンプライアンス担当者を設置しています。

なお、外部に報告相談窓口として弁護士窓口を設けています。



## 個人情報保護宣言

滋賀県信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### (2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### (6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、当協会窓口へ備え置きしてある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参(または郵送)ください。

### (7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6) (7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

### (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

### (9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

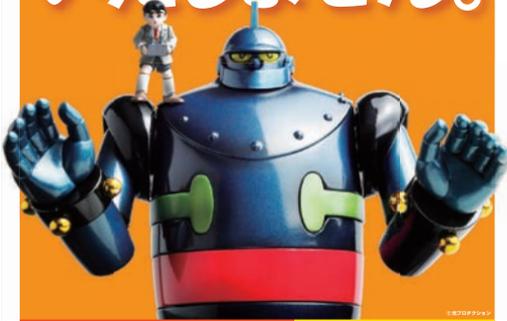
当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの担当窓口は以下のとおりです。

住 所 : 〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7階・8階  
 電話番号 : (代表)077-511-1300

#### 担当窓口

部署名		直通電話番号	FAX	業務担当区分
保証部	保証第1課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・創業支援
	保証第2課	077-511-1322		保証・契約・担保等事務管理
	事務統括課	077-511-1325		創業申込審査・創業支援・創業相談
	創業支援室	077-511-1320		経営改善支援・再生支援・事業承継支援
経営支援部		077-511-1323	077-521-2189	求償債権管理・回収
管理部	管 理 課	077-511-1330		延滞債務管理・代位弁済
	調 整 課	077-511-1340		人事・庶務・経理
総務企画部	総 務 課	077-511-1300	077-521-2189	保証業務企画・推進・広報
	企 画 課	077-511-1310		電算システム企画・運用・管理
	電 算 課	077-511-1315		

# 反社会的勢力 とは、取引 いたしません。



信用保証委託契約書に  
反社会的勢力の排除条項を  
盛り込んでいます。

信用保証協会  
警 察 庁

信用保証協会は、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。

## 反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等排除の取り組みとしまして、リーフレットやポスターを作成し、中小企業・小規模事業者および関係機関の皆さまに対して周知徹底を図っています。

また、反社会的勢力等に関する内部研修を行い、反社会的勢力等への適切な対応等について知識を深めています。

今後も反社会的勢力等排除に向けて、全役職員一丸となり取り組んでまいります。

# 当協会は、 反社会的勢力等とは 取引いたしません。

## 反社会的勢力等の排除

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等
- ⑥社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦特殊知能暴力集団等
- ⑧暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ⑨暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- ⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑭協会との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき
- ⑮風説を流布し、偽計を用い又は威力を用い協会の信用を毀損し、又は協会の業務を妨害したとき
- ⑯保証申込のあった先、保証利用先、求償権先以外の第三者が⑭、⑮のいずれかの行為を行ったとき

# 組織体制

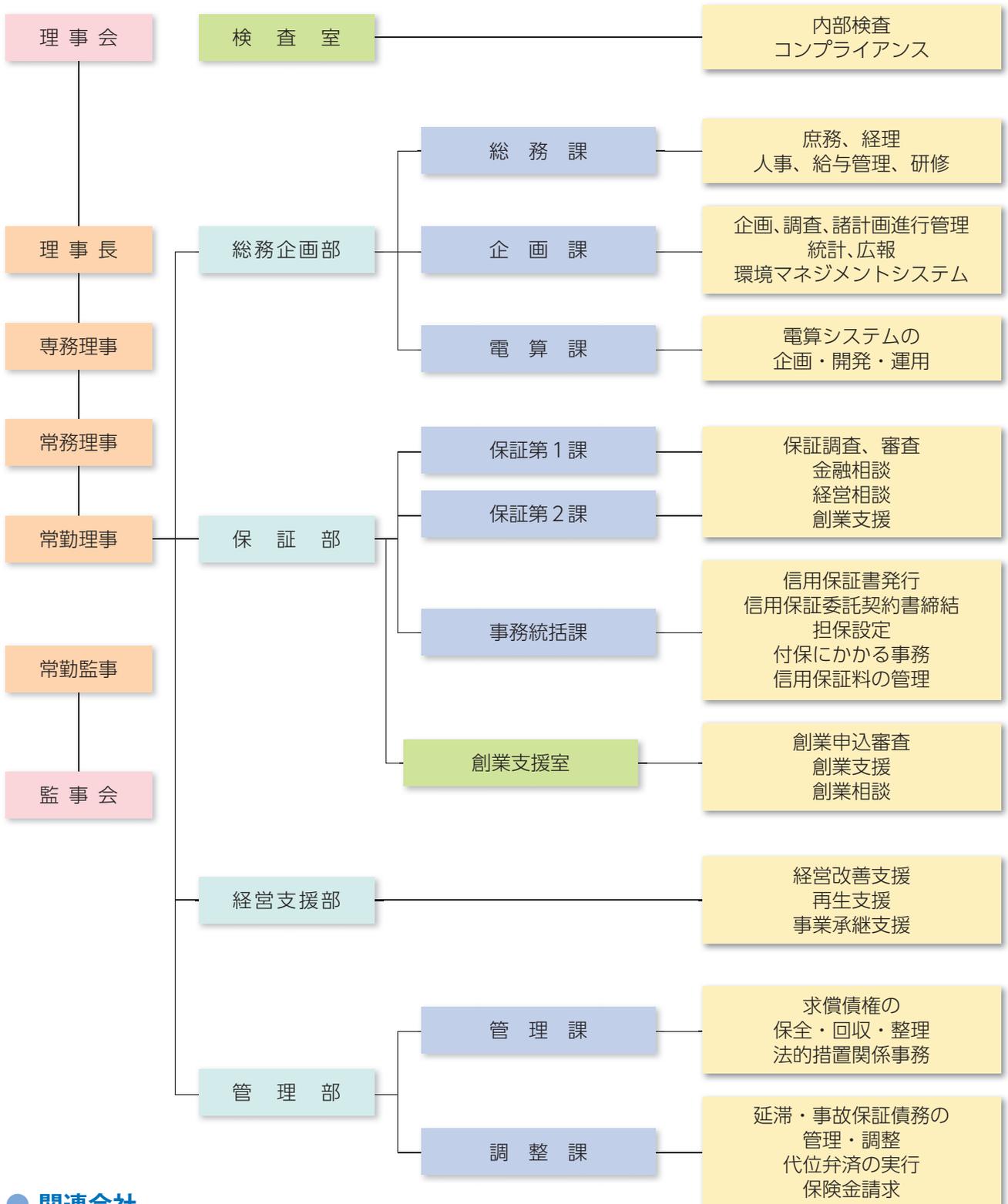
## 役員名簿

(2019年7月13日現在)

役職名	氏名	備考
理事長	羽泉 博史	常勤
専務理事	木下 繁樹	常勤
常務理事	十二里和彦	常勤
理事	小田 信一	常勤
理事	井門 一美	滋賀経済産業協会会長
理事	伊藤 定勉	滋賀県町村会会長
理事	井上 泰彦	滋賀県信用組合協会会長
理事	江島 宏治	滋賀県総務部長
理事	北村 嘉英	滋賀県中小企業団体中央会会長
理事	清原 健	滋賀県商工会議所連合会理事
理事	堺井 拓	滋賀県産業支援プラザ副理事長
理事	清水 憲	滋賀県商工会連合会会長
理事	大道 良夫	滋賀銀行取締役会長
理事	樽床 晃次	商工組合中央金庫大津支店長
理事	沼尾 護	滋賀県信用金庫協会会長
理事	橋本 和正	関西みらい銀行会長
理事	平尾 道雄	滋賀県市長会
理事	森中 高史	滋賀県商工観光労働部長
監事	清水 秀男	常勤
監事	中 睦	弁護士
監事	藤 崇之	公認会計士

# 組織機構図

(2019年4月1日現在)



## ● 関連会社



組織体制

## 事務所のご案内

### 担当窓口一覧

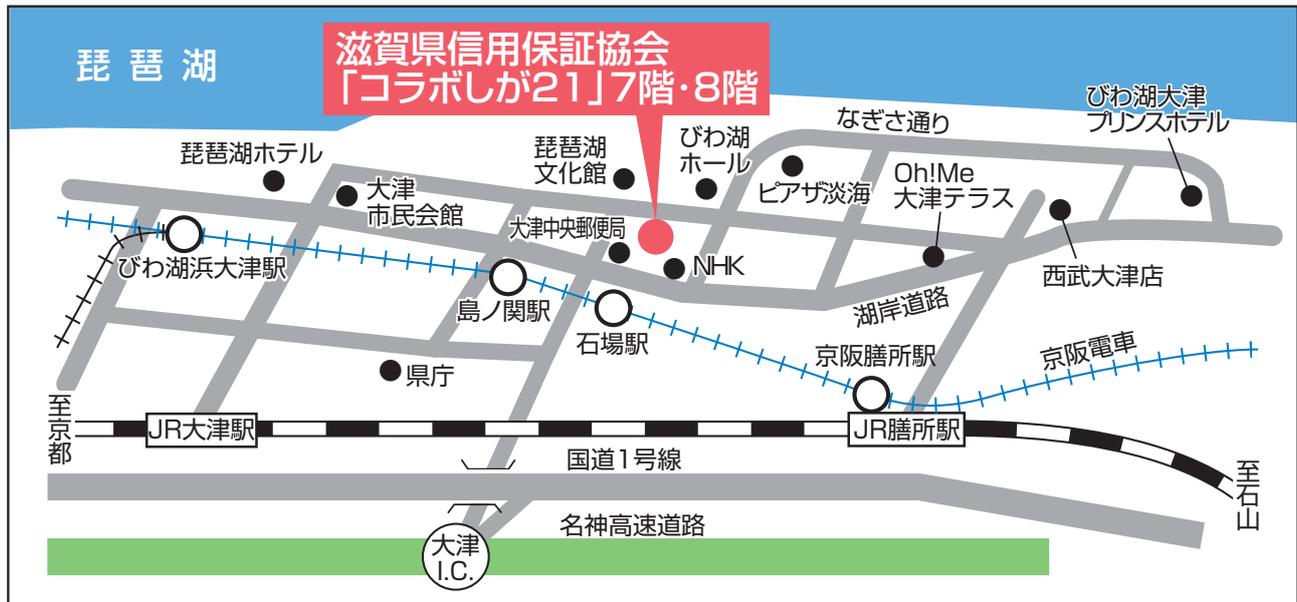
部署名		直通電話番号	F A X	業務担当区分	
7階	保証部	保証第1課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・創業支援
		保証第2課	077-511-1322		保証・契約・担保等事務管理
		事務統括課	077-511-1325		創業申込審査・創業支援・創業相談
	創業支援室		077-511-1320		経営改善支援・再生支援・事業承継支援
	経営支援部		077-511-1323		求償債権管理・回収
	管理部	管理課	077-511-1330		延滞債務管理・代位弁済
調整課		077-511-1340			
8階	総務企画部	総務課	077-511-1300	077-521-2189	人事・庶務・経理
		企画課	077-511-1310		保証業務企画・推進・広報
		電算課	077-511-1315		電算システム企画・運用・管理

組織体制

### アクセス

〒520-0806

大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7階・8階



JR琵琶湖線

大津駅より徒歩

約20分

膳所駅より徒歩

約15分

膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩

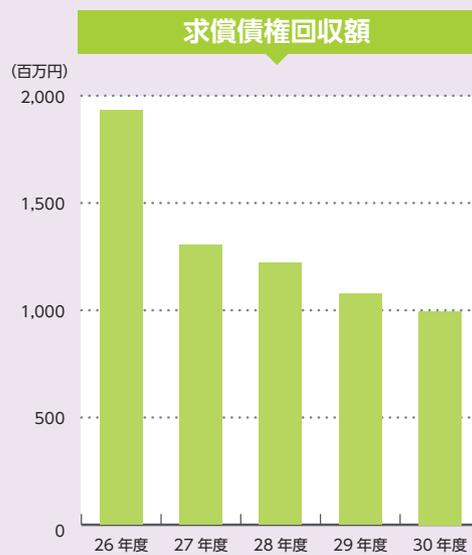
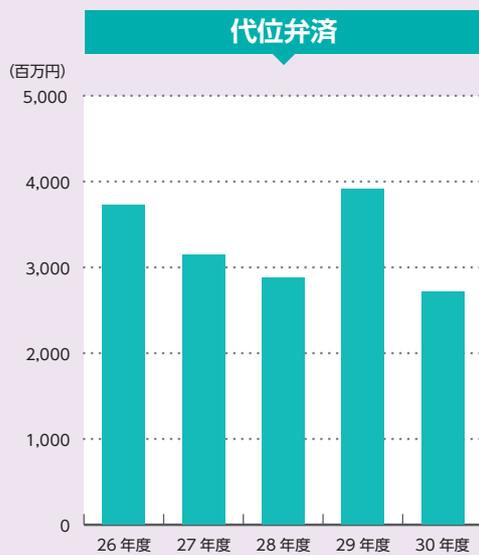
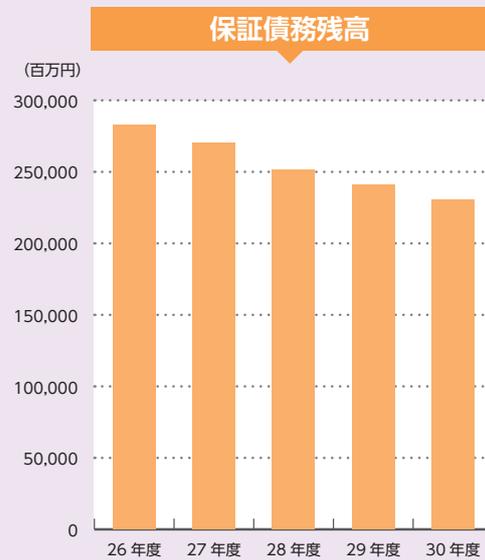
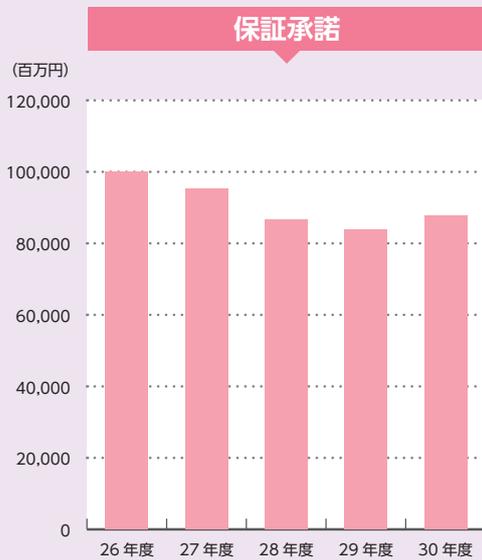
約4分

# 平成30年度業務実績

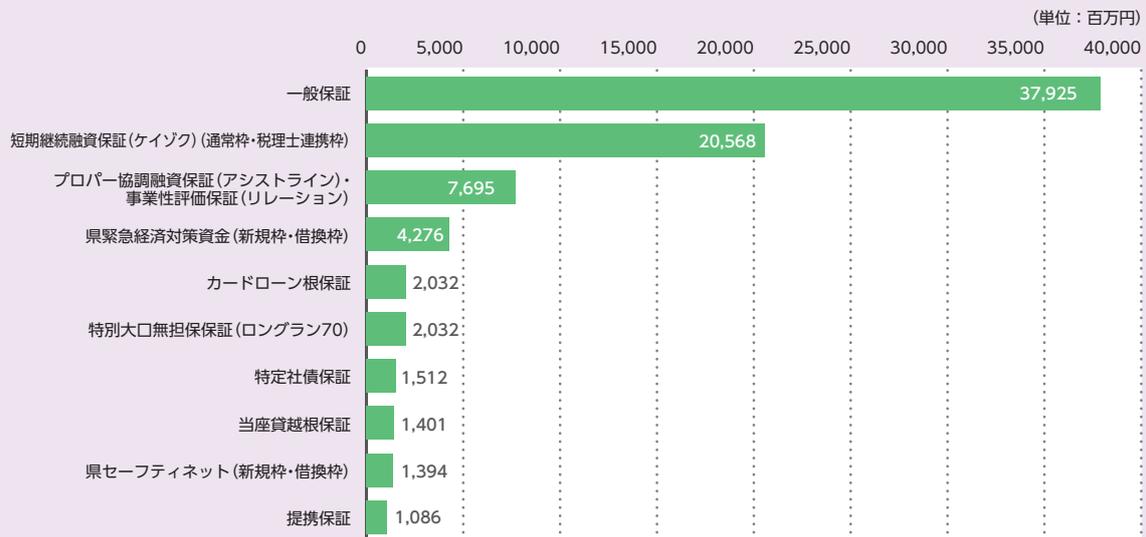
## 主要数値の推移

(単位：百万円・%)

項目	30年度実績	29年度実績	前年度比
保証承諾	87,632	83,807	104.6
保証債務残高	230,565	240,926	95.7
代位弁済	2,716	3,909	69.5
求償債権回収額	995	1,075	92.5



### 平成30年度 制度別保証承諾額(上位10制度)



### 県内保証利用企業者数の推移

(単位：先・%)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利用企業者数	16,640	15,959	15,276	15,041	14,879	14,745	14,524	14,028	13,779	13,385
保証利用度	43.0	41.3	39.2	38.4	40.4	40.0	39.8	38.4	37.7	38.7



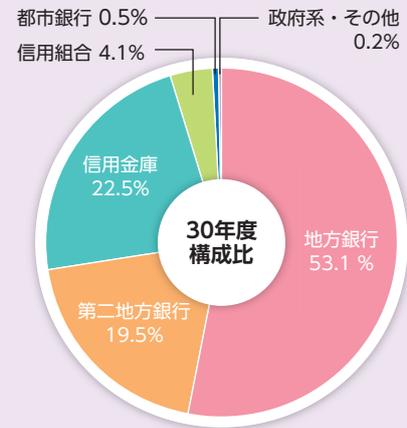
\* 保証利用度は県内中小企業者数を分母としています。

## 金融機関群別保証状況

### 保証承諾

(単位：百万円)

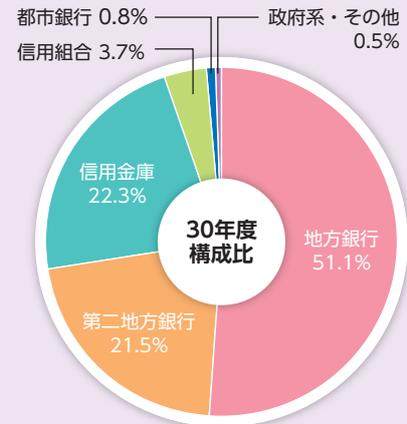
金融機関群別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地方銀行	57,259	52,351	45,081	44,662	46,532
第二地方銀行	20,348	19,256	20,588	17,877	17,053
信用金庫	18,045	19,235	16,275	16,968	19,723
信用組合	2,678	2,630	2,919	3,257	3,634
都市銀行	933	913	834	526	477
政府系・その他	860	845	847	517	214
合計	100,124	95,230	86,544	83,807	87,632



### 保証債務残高

(単位：百万円)

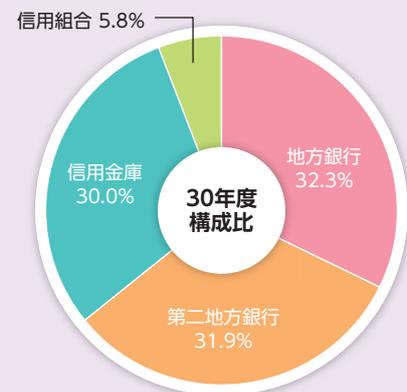
金融機関群別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地方銀行	154,123	145,081	132,400	126,068	117,902
第二地方銀行	58,968	56,382	53,394	51,844	49,618
信用金庫	56,618	56,261	53,384	51,092	51,360
信用組合	8,542	8,358	7,897	8,254	8,503
都市銀行	2,861	2,784	2,532	2,160	1,943
政府系・その他	1,347	1,454	1,555	1,508	1,239
合計	282,459	270,320	251,163	240,926	230,565



### 代位弁済

(単位：百万円)

金融機関群別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地方銀行	1,628	1,338	1,366	2,057	877
第二地方銀行	892	901	617	809	866
信用金庫	957	808	742	921	814
信用組合	245	92	152	118	158
都市銀行	0	0	5	0	0
政府系・その他	5	0	0	4	0
合計	3,726	3,140	2,882	3,909	2,716



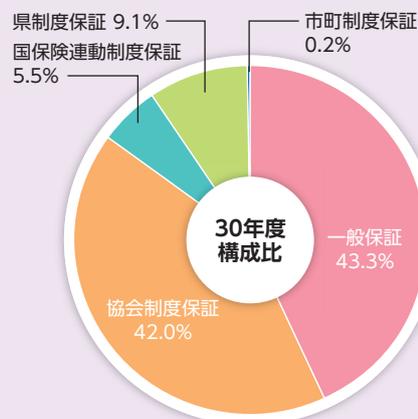
\*各表の金額および各構成比は、欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

## 制度別保証状況

### 保証承諾

(単位：百万円)

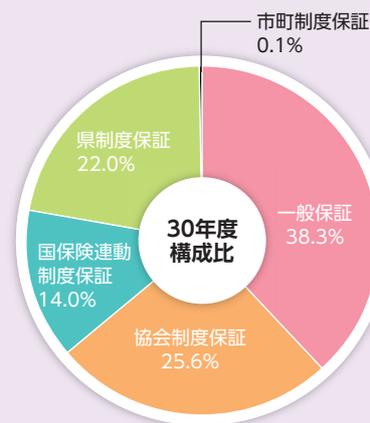
制度別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
一般保証	47,863	47,409	44,882	39,491	37,925
協会制度保証	24,384	20,523	19,258	28,196	36,797
国保険連動制度保証	6,176	7,785	6,050	4,204	4,793
県制度保証	21,541	19,379	16,248	11,828	7,984
市町制度保証	159	133	106	88	134
合計	100,124	95,230	86,544	83,807	87,632



### 保証債務残高

(単位：百万円)

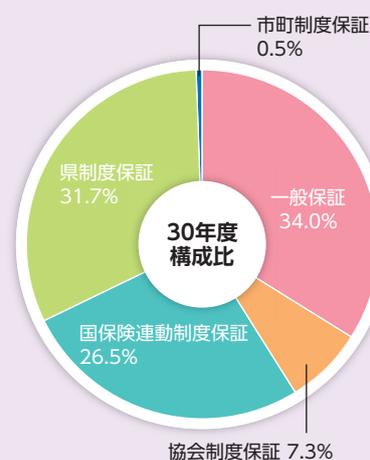
制度別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
一般保証	77,127	83,417	88,913	89,367	88,258
協会制度保証	40,662	41,920	40,491	50,730	59,018
国保険連動制度保証	60,798	52,789	44,650	37,164	32,171
県制度保証	103,325	91,774	76,772	63,385	50,831
市町制度保証	547	420	336	280	287
合計	282,459	270,320	251,163	240,926	230,565



### 代位弁済

(単位：百万円)

制度別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
一般保証	848	810	897	1,350	925
協会制度保証	316	240	176	347	199
国保険連動制度保証	1,530	989	824	1,105	719
県制度保証	1,008	1,091	974	1,094	860
市町制度保証	24	9	12	13	13
合計	3,726	3,140	2,882	3,909	2,716

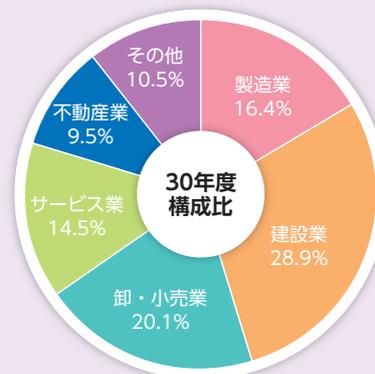


## 業種別保証状況

### 保証承諾

(単位：百万円)

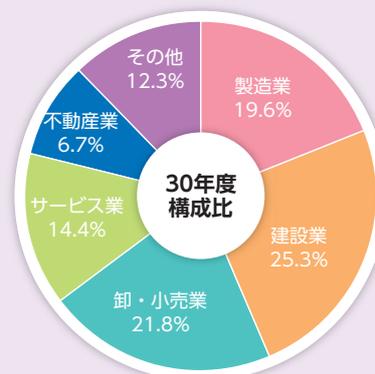
業種別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
製造業	17,247	16,519	14,489	14,129	14,376
建設業	30,153	28,696	26,211	26,102	25,327
卸・小売業	21,718	20,885	18,478	18,505	17,656
サービス業	13,925	13,778	11,618	11,645	12,728
不動産業	6,051	6,586	6,430	6,072	8,323
その他	11,029	8,765	9,318	7,353	9,223
合計	100,124	95,230	86,544	83,807	87,632



### 保証債務残高

(単位：百万円)

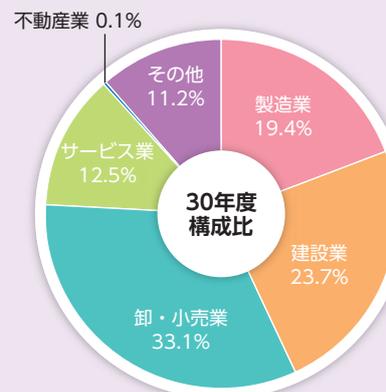
業種別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
製造業	63,368	59,082	53,756	49,497	45,274
建設業	70,800	67,572	62,816	60,963	58,221
卸・小売業	64,233	60,403	55,113	53,269	50,336
サービス業	38,791	37,943	35,699	34,482	33,121
不動産業	12,868	13,088	12,996	13,449	15,337
その他	32,398	32,232	30,784	29,267	28,276
合計	282,459	270,320	251,163	240,926	230,565



### 代位弁済

(単位：百万円)

業種別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
製造業	418	699	273	619	526
建設業	1,446	877	622	1,242	643
卸・小売業	884	899	1,216	914	898
サービス業	317	261	327	530	340
不動産業	259	128	44	215	3
その他	402	276	400	388	305
合計	3,726	3,140	2,882	3,909	2,716



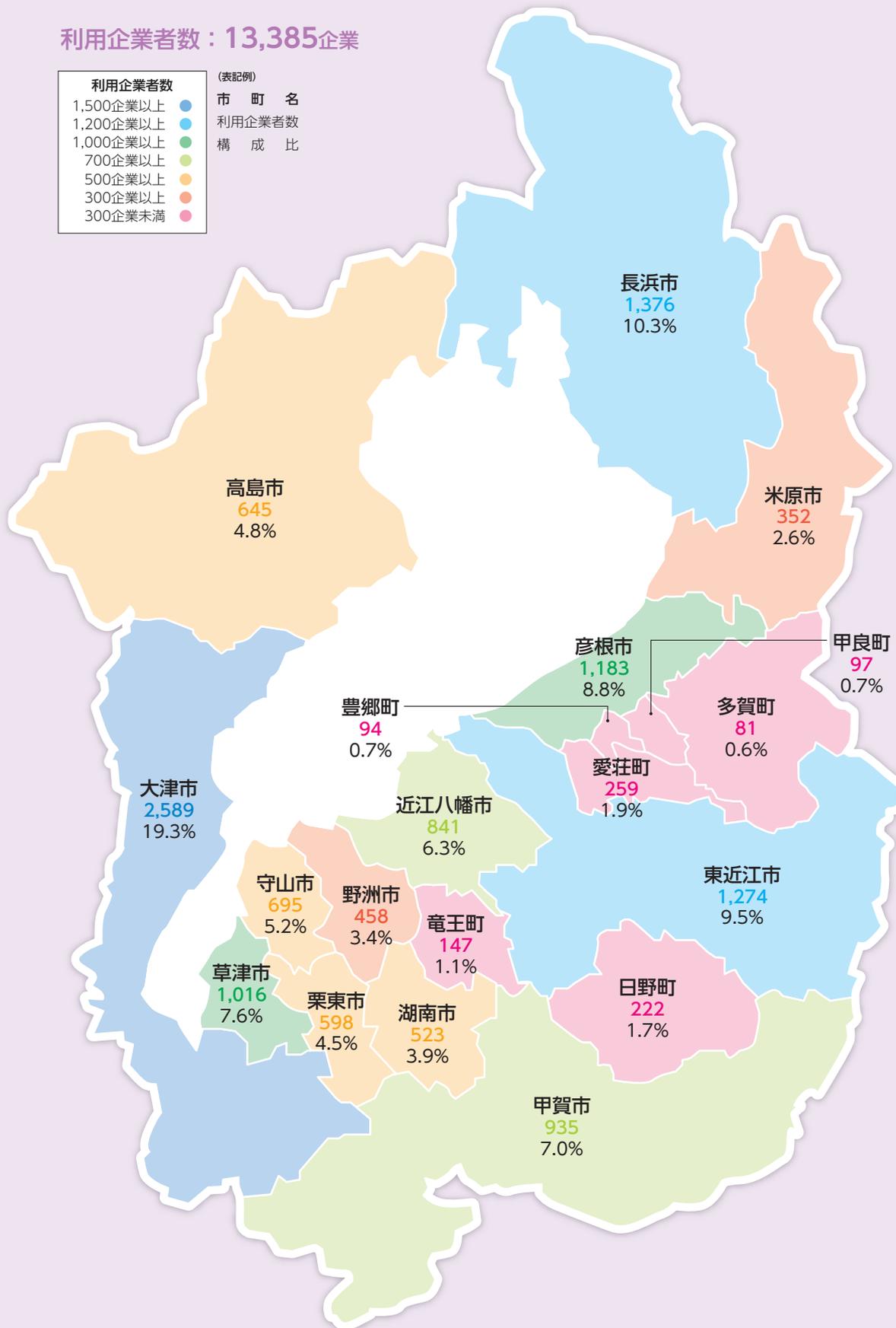
\*各表の金額および各構成比は、欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

## 市町別保証利用企業者数(平成30年度)

利用企業者数：13,385企業

利用企業者数	
1,500企業以上	●
1,200企業以上	●
1,000企業以上	●
700企業以上	●
500企業以上	●
300企業以上	●
300企業未満	●

(表記例)  
市 町 名  
利用企業者数  
構 成 比



## 収支計算書

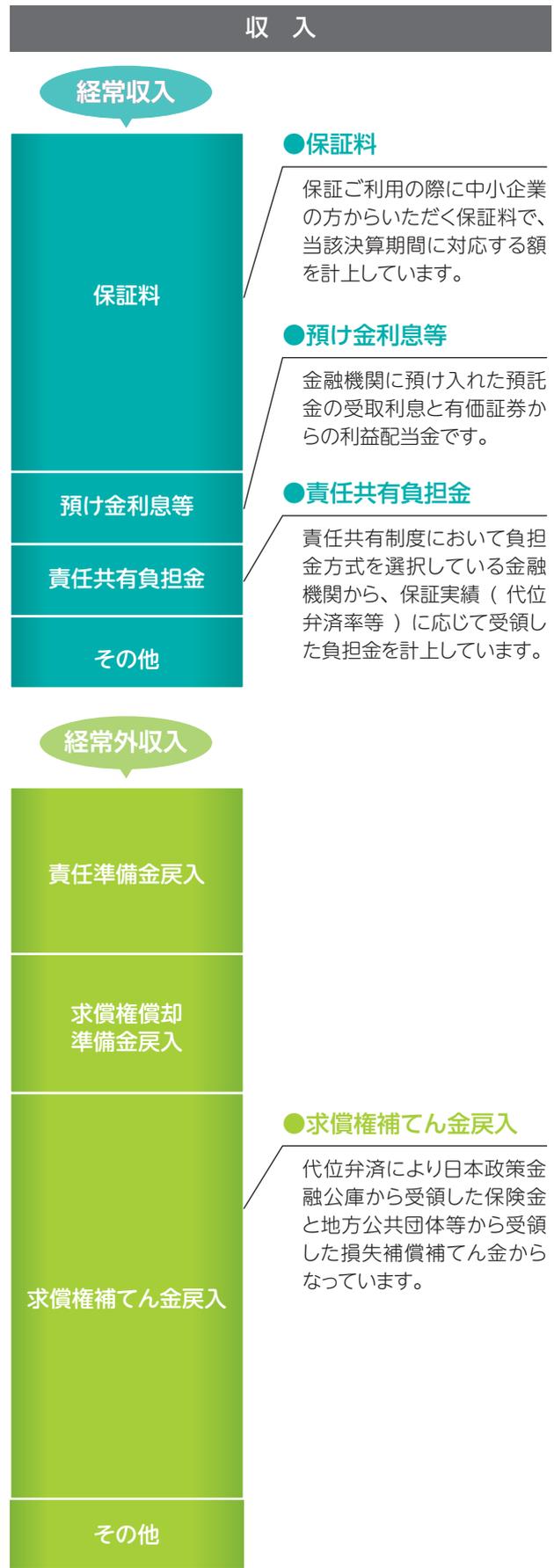
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:千円)

支出の部	
科 目	金 額
<b>経 常 支 出</b>	<b>2,395,625</b>
業 務 費	1,026,061
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,366,224
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	3,340
<b>経 常 収 支 差 額</b>	<b>887,052</b>
<b>経 常 外 支 出</b>	<b>4,459,323</b>
求 償 権 償 却	2,876,706
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	19,033
退 職 金	1,029
責 任 準 備 金 繰 入	1,384,754
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	177,464
そ の 他 支 出	336
<b>経 常 外 収 支 差 額</b>	<b>-206,379</b>
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
<b>当 期 収 支 差 額</b>	<b>680,673</b>
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	340,000
基 本 財 産 繰 入 額	340,673

収入の部	
科 目	金 額
<b>経 常 収 入</b>	<b>3,282,676</b>
保 証 料	2,504,067
預 け 金 利 息	10,355
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	366,056
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	20
損 害 金	25,265
事 務 補 助 金	11,472
責 任 共 有 負 担 金	341,398
雑 収 入	24,043
<b>経 常 外 収 入</b>	<b>4,252,944</b>
償 却 求 償 権 回 収 金	111,986
責 任 準 備 金 戻 入	1,445,558
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	256,469
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	2,438,932
保 険 金	2,190,744
損 失 補 償 補 て ん 金	248,188
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0

# 収支計算書の用語解説



## 貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位:千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	468	基本財産	24,979,630
現金	468	基金	7,275,230
小切手	0	基金準備金	17,704,400
預金	16,552,916	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	10,280,000
普通預金	1,433,134	責任準備金	1,384,754
通知預金	0	求償権償却準備金	177,464
定期預金	15,100,000	退職給与引当金	614,220
郵便貯金	19,782	損失補償金	1,628,002
金銭信託	0	保証債務	230,565,100
有価証券	25,388,195	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	12,880,948	損失補償補てん金	0
社債	12,495,247	借入金	0
株式	12,000	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再生ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	662,973	雑勘定	6,592,701
事業用不動産	538,267	仮受金	6,352
事業用動産	124,706	保険納付金	65,743
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	7,496
損失補償金見返	1,628,002	未経過保証料	6,491,423
保証債務見返	230,565,100	未払保険料	1,201
求償権	669,231	未払費用	20,487
譲受債権	0		
雑勘定	754,987		
仮払金	11,874		
保証金	0		
厚生基金	25,910		
連合会勘定	436		
未収利息	55,313		
未経過保険料	661,453		
合計	276,221,872	合計	276,221,872

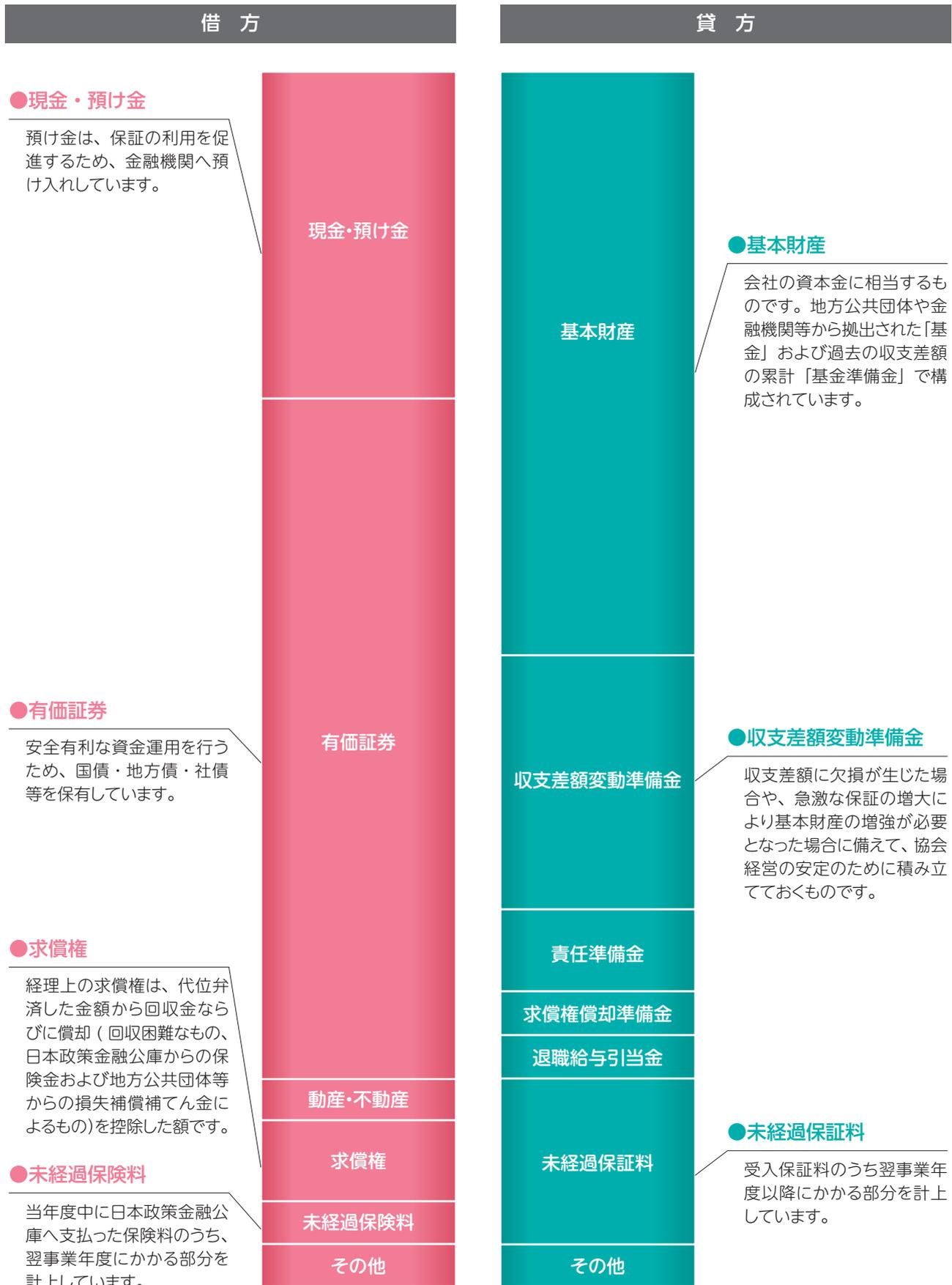
## 財産目録

(平成31年3月31日現在)

(単位:千円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	468	責任準備金	1,384,754
預金	16,552,916	求償権償却準備金	177,464
金銭信託	0	退職給与引当金	614,220
有価証券	25,388,195	損失補償金	1,628,002
その他有価証券	0	保証債務	230,565,100
動産・不動産	662,973	求償権補てん金	0
損失補償金見返	1,628,002	借入金	0
保証債務見返	230,565,100	雑勘定	6,592,701
求償権	669,231		
譲受債権	0		
雑勘定	754,987		
合計	276,221,872	合計	240,962,242
		正味財産	35,259,630

# 貸借対照表の用語解説



※保証債務見返(借方)と保証債務(貸方)、損失補償金見返(借方)と損失補償金(貸方)は同額のため、この表からは除いてあります。



きっかけは、その保証でありたい  
**滋賀県信用保証協会**



《編集・発行》滋賀県信用保証協会 総務企画部 企画課  
皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。



- 用紙：適切に管理された森林の木材を利用したFSC®認証用紙
- インキ：環境配慮型インキ(植物油インキ or ノンVOCインキ)
- 印刷：有害な廃液を排出しない水なし印刷

